

兵庫県立こども病院
売店等運営事業者募集要項

令和3年11月

兵庫県立こども病院

1 目的

この要項は、兵庫県立こども病院（以下「当院」という。）の指定場所（別添図面記載のとおり）において行政財産の使用許可を受け、病院利用者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、売店、食堂及び自動販売機（以下「売店等」という。）を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2 売店等の概要

(1) 売店

① 場所及び面積

場所：7階建ての1階（別添図面①）

面積：78.10㎡（専有面積）

② 店舗装飾及び什器備品等

床はRC直均し、壁はEP塗装（石膏ボード下地）、天井はGB-Dです。

運営事業者の都合による内装等の変更については、当院と協議のうえ、その了解のもとに行うことが出来るものとしますが、工事費用等は運営事業者の負担とします。また、売店運営に必要な機器、什器備品等は運営事業者が用意し、設置費用等も運営事業者の負担とします。

③ 電気、機械設備等

照明、コンセントその他の電源など、売店における必要な電源工事費用は運営事業者の負担とします。

電灯、動力の回線は区画内電源主幹止めで施工済みです。空調、換気の機器は運営事業者が用意し、設置費用等も運営事業者の負担とします。

④ 使用許可期間終了時（途中終了を含む。）の原状復帰

運営事業者が設置した機器、什器・備品等、工事を行った内装等及びその変更並びに電源・給排水設備については、運営事業者の負担で原状に復してください。

(2) 食堂

① 場所及び面積

外来食堂場所：7階建ての2階（別添図面②）

外来食堂面積：150.35㎡（うち、厨房部分面積 48.13㎡）

② 食堂装飾及び什器備品

床はビニルシート貼り、壁はE P 塗装（石膏ボード下地）、天井はG B - R + D R です。

運営事業者の都合による内装等の変更については、当院と協議のうえ、その了解のもとに行うことが出来るものとしますが、工事費用等は運営事業者の負担とします。また、外来食堂の運営に必要な機器等の備品、食器等の什器等は運営事業者が用意し、設置費用等も運営事業者の負担としますが、テーブル、椅子は当院が設置します。

また、職員食堂の運営に必要なテーブル、椅子、機器等の備品は当院が設置します。

外来食堂の照明は施工済みです。

③ 厨房機器、電気・機器設備等

特殊な厨房機器を除き、通常の厨房等で使用する冷蔵庫、ガステーブル等の厨房機器は別紙一覧表のとおり当院が設置します。

照明、コンセントその他の電源、空調機器、給排水設備は施工済みです。

④ 使用許可期間終了時（途中終了を含む。）の原状復帰

運営事業者が設置した機器、什器・備品等、工事を行った内装等については、運営事業者の負担で原状に復してください。

(3) 自動販売機

① 場所及び面積

ア 1階売店前（別添図面③-A）

奥行き80cm 幅150cm程度の範囲内（ゴミ箱を含め設置）

イ 1階救急外来（別添図面③-B）

奥行き80cm 幅150cm程度の範囲内（ゴミ箱を含め設置）

ウ 6階デイルーム（別添図面④）

奥行き80cm 幅150cm程度の範囲内（ゴミ箱を含め設置）

エ 7階デイルーム（別添図面⑤）

奥行き80cm 幅150cm程度の範囲内（ゴミ箱を含め設置）

電気・機械設備等

ア 1階売店前

ブレーカー 20A 2回路

イ 1階救急外来

ブレーカー 20A 2回路
ウ 6階ダイルーム
ブレーカー 20A 2回路
エ 7階ダイルーム
ブレーカー 20A 2回路

※ 排水はありません。

※ 自動販売機の設置撤去に要する工事費、移転費等は、運営事業者の負担とします。

※ 自動販売機の設置に伴い発生が予想される空き缶入れ、ごみ入れ等を設置し、定期的に回収してください。

3 当院の概要

(1) 病院の規模（令和3年10月1日現在）

稼働病床数＝282床

診療科＝27科

（循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、代謝・内分泌科、周産期内科、新生児内科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻咽喉科
リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、救急科、小児歯科）

(2) 患者数（令和2年度実績・1日当たり）

入院患者数＝221人、外来患者数＝400人

(3) 職員数（令和3年10月1日現在）

980人（臨時職員、嘱託職員等を含む。）

(4) 当院で働く委託業者従業員数（令和3年10月1日現在）

約180人（医事、清掃、警備等）

(5) 外来診療日

土・日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く毎日

4 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 応募者の構成

応募者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とします。

(2) 事業実績のある者

食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院の売店と同程度の小売店舗を、過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

また、当院外来食堂及び職員食堂と同程度の食堂を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(3) 許認可等の取得者

売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

(4) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公募開始日前日までの過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

5 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年とします。

なお、当初使用許可の終了日の翌日から3年を超えない範囲で1回に限り更新することがあります。

(2) 使用料

① 基本使用料（3年分）

ア 売店部分（78.10㎡） 6,359,346円

イ 外来食堂・厨房部分 (124.87 m²)

検収室－2 (3.56 m²)

食品庫－3 (2.23 m²)

事務更衣室 (4.16 m²)

SWC－7 (1.93 m²)

パン厨房 (13.60 m²)

合計 (150.35 m²) 12,155,205円

ウ 自動販売機部分

専用部分の面積が0.4平方メートル未満のもの

12,630円

専用部分の面積が0.4平方メートル以上0.7平方メートル未満のもの

22,050円

専用部分の面積が0.7平方メートル以上1.0平方メートル未満のもの

32,430円

専用部分の面積が1.0平方メートル以上2.0平方メートル未満のもの

42,030円

※ 上記基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく自動販売機の設置スペースの面積に応じた使用料です。

※ 使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とします。

※ 自動販売機の面積算出にあたっては、自動販売機に付設されたごみ箱の面積を合算します。

② 価格提案に係る使用料

前号の記載の基本使用料に加え、運営事業者が企画提案書に示す売店等年間売上見込額に一定の率（提案手数料率）を乗じた使用料とします。

ただし、

ア 売上実績額が売上見込額を上回った場合は、「売店等の売上実績額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とします。

イ 売上実績額が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とします。

③ 使用料の納付

基本使用料は年度ごとの納付とし、売上提案に係る使用料は、当院が指定する方法により納付して下さい。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて運営事業者の負担とします。

- ① 使用許可部分（自動販売機を含む。以下同じ。）に係る光熱水費
- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ③ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費
- ④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ⑤ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

※ なお、使用許可部分に係る消防設備点検経費等病院建物の維持管理のため、当院が委託契約している業務にかかる経費については、運営事業者の負担とします。

6 売店等の運営条件（要求水準）

売店等の運営に係る事業者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当院の求める要求水準は下記のとおりです。

(1) 障害者雇用等への配慮

売店等の1日当たりの利用者数が概ね200人以上見込まれる場合は、従事可能な身体障害者、知的障害者又は精神障害者を従事させることとし、障害者雇用等の条件については、次のとおりとします。

- ① 同時に3名以上が従事する場合に、そのうち1名以上の障害者を従事させること。
- ② 障害者雇用等の形態は、正規雇用、非正規雇用の別を問いません。
- ③ 目的外使用許可を受けた者は、障害者従事報告書を提出すること。

なお、同報告書には、障害者雇用等への配慮事項が確認できる書類を添付すること。

- ④ 障害者の雇用にあたっては、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課と協力し、雇用の確保を図ること。

なお、障害者を雇用したにも関わらず、自己都合等の理由により障害者が退社した場合は、同課と協力し、1ヶ月以内に雇用の確保を図ること。

また、やむを得ない事由により障害者雇用等が困難となった場合には、速やかに当院に報告し、指示を求めること。

(2) 売店部分

① 営業時間等

原則として、平日 午前8時から午後9時まで

土・日曜日及び祝日 午前8時から午後7時まで

(12月31日から1月3日は営業休止可能)

(営業時間の拡大は自由提案)

② 取扱商品

飲食物(弁当、お握り、パン、乳飲料等)、菓子、新聞雑誌類、日曜雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、当院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品ほか、当院の指示する品揃えを行うこと。

③ 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの。

④ 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

⑤ 売上実績額の正確な記録

売上提案に係る使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額をPOSシステム等により正確に記録すること。

⑥ 決済システム

職員については、売店・食堂とも同一カードによる簡易な決済システムを導入すること。

⑦ ATM

ATMを設置すること。

⑧ 電気設備設置可能容量

電灯 AC1φ3W 主電源 150A (メインブレーカーのみ・メーター付き)

動力 AC3φ3W 主電源 100A (メインブレーカーのみ・メーター付き)

⑨ 機械設備

給水25φ、給湯25φ(共にメーター付き)、ガス50φ(メーター付き)、

排水80φ(1ヶ所床立上げ)

(3) 食堂部分

① 営業時間等

ア 外来食堂

原則として、平日 午前9時から午後6時まで

土・日曜日及び祝日 午前11時から午後3時まで

(12月31日から1月3日は営業休止可能)

(営業時間の拡大、弁当での対応等は自由提案)

イ 職員食堂

原則として、平日 午前9時から午後6時まで

土・日曜日及び祝日 午前11時から午後3時まで

(12月31日から1月3日は営業休止可能)

(営業時間の拡大は自由提案)

② 提供メニュー

ア 外来食堂

喫茶、軽食、食事について豊富なメニュー内容の提案を常に行うこと。

イ 職員食堂

日替わり定食は2つ以上のメニューを用意すること。

③ 販売を禁止するもの

アルコール類の商品

④ 提供価格

ア 外来食堂

近隣の飲食店における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

イ 職員食堂

日替わり定食は500円以内に設定すること。

⑤ 売上実績額の正確な記録

売上提案に係る使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。

⑥ 電気設備設置可能容量

ア 外来食堂

電 灯 1φ100V

・ブレーカー 20AT 1回路 (照明用)

- ・ブレーカー 20AT 5回路 (コンセント用)

イ 職員食堂

電 灯 1φ100V

- ・ブレーカー 20AT 1回路 (照明用)
- ・ブレーカー 20AT 1回路 (G回路照明用)
- ・ブレーカー 20AT 5回路 (コンセント用)

ウ 厨房

電 灯 1φ100V

- ・ブレーカー 20AT 1回路 (照明用)
- ・ブレーカー 20AT 1回路 (G回路照明用)
- ・ブレーカー 20AT 1回路 (コンセント用)
- ・ブレーカー 20AT 2回路 (コンセント用※事務更衣室食品庫)
- ・ブレーカー 20AT 4回路 (厨房機器用)
- ・ブレーカー 20AT 2回路 (G回路厨房機器用)

動 力 3φ200V

- ・ブレーカー 20AT 4回路 (厨房機器用)
- ・ブレーカー 75AT 1回路 (厨房機器用)

⑦ 廃棄物の処理、清掃

食堂で発生した生ゴミ、缶類等の廃棄物は、運営事業者の負担で処分すること。
また、オイルトラップ、排煙装置の清掃 (ダクト配管部を除く。) を行うこと。

(4) 自動販売機部分

① 営業時間等

毎日、24時間 (自動販売機の保守管理等に要する時間は除く。)

② 型式・機能

- ア 大きさ、形状は当院が指定する場所に対応したものとすること。
- イ 偽造通貨防止対応及び盗難防止機能が備えられていること。
- ウ ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。
- エ 緊急時の連絡先を表示すること。
- オ 転倒防止の措置を講ずること。

③ 取扱商品

コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク、スープ等、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。

④ 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの品

⑤ 販売価格

通常小売価格より安価な価格を設定することが望ましい。

⑥ 売上実績額の正確な記録

売上提案に係る使用料の算定基礎となる、毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。

7 付加的なサービスの提供

運営事業者は、可能な範囲で、コピーサービス、ファックスサービス、宅配取次サービス、郵券販売サービス、電子マネー決済等、利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。

8 運営全般に係る遵守事項

- (1) 病院の売店等は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院運営に貢献すること。
- (2) 店舗内で常駐する従業員には、病院内での売店等業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい。）とともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、運営事業者は、これを遂行するため、積極的に接客研修の実施に努めること。
- (3) 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。
- (5) 行政財産使用料及び光熱費等の立替え費用等の必要経費については、当院が示す納期限までに確実に納付すること。
- (6) 売店等の陳列台、自動販売機、販売商品等の搬入については、当院が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (7) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む。）など売店等の運営に関する維持管理は、運営事業者が対応すること。
- (8) 売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、運営事業者の責任において、迅速に対応すること。

- (9) 売店等の周辺を清潔に保ち、当院の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、自動販売機から廃棄された空き容器の定期的な回収に配慮すること。
- (10) 売店、食堂内や自動販売機には、運営事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (11) 食堂の運営に関し、常に清潔、安全に努め、当院の指示ある場合は、迅速、誠実に対応すること。
- (12) その他、売店等の運営に関し、当院の指示ある場合は、速やかに対応すること。
- (13) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがある。

9 非常時における対応

災害等の非常時においては、当院の要請に応じ施設の使用、人的及び物的支援等最大限の協力をしてください。

10 応募申込み手続き

(1) 提出書類（各1部、企画提案書については7部）

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ③ 令和2年度納税証明書
- ④ 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要）
- ⑥ 発行後3ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）
（個人の場合のみ必要）
- ⑦ 企画提案書（様式第3号）
- ⑧ 本要項4（2）に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）
- ⑨ その他参考資料（必要に応じ）

(2) 書類の提出期間

① 参加申込書

令和3年11月29日（月）から12月9日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

② 企画提案書等

令和3年12月8日（水）から12月16日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

※ いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により、直接持参するか、FAX又は郵便により提出して下さい。

提出期間	令和3年11月30日(火)から12月6日(月)まで ※ 土曜日及び日曜日を除く、毎日午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
回答	令和3年12月7日(火)から12月9日(木)まで ※ 電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、(4)の場所で閲覧方式にて行います。

(4) 提出先

〒654-0081 兵庫県神戸市中央区港島南町1-6-1
兵庫県立こども病院 総務部経理課
電話 078-945-7300 (内線24105) ファクシミリ 078-302-1023

11 企画提案書作成上の注意

- (1) 規格はA4判とします。
- (2) 分かりやすく簡潔に記載して下さい。
- (3) 自動販売機のパンフレットを添付して下さい。そのほかの添付書類については必要最小限のものとして下さい。
- (4) 企画提案書は返却しません。
- (5) 企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。
- (6) 企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとします。

12 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、最も優れた運営事業者を選定します。

(1) 決定方法等

当院において設置する選定委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を運営事業者の内定(以下「内定運営事業者」という。)します。

ただし、本項(5)により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の

企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、令和3年12月27日（月）までに当院長が通知します。

(3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者は、当院が指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を当院総務部経理課に提出して下さい。

(5) 内定運営事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、上記（4）に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した売店等の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、売店等の運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。